



毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

令和元年11月29日

福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 菅家 惣一郎

1 監査実施期間 令和元年8月6日～同年10月31日

2 監査対象機関 本庁15か所、公所16か所

3 監査の結果

監査は、平成30会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
総務部	令和元年9月6日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	令和元年7月31日 ～ 令和元年8月9日
県北地方振興局	令和元年8月21日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	令和元年7月4日 令和元年7月5日
会津地方振興局	令和元年10月24日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年9月5日 令和元年9月6日
南会津地方振興局	令和元年8月7日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	令和元年7月2日 令和元年7月3日
相双地方振興					令和元年7月4日

局	令和元年8月22日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	令和元年7月5日
いわき地方振興局	令和元年8月8日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	令和元年7月2日 令和元年7月3日
名古屋事務所	令和元年8月26日	長尾トモ子	菅家惣一郎	書面監査	令和元年6月5日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・債務負担行為の手続に著しく適正でないものがある。

「事実」

他県等応援職員用公舎のリース契約については、平成30年3月31日でリース物件の使用（入居）期間が終了することから、令和3年3月31日まで延長する契約を平成30年3月23日に締結している。

本来、平成29年度予算で債務負担行為として計上し契約すべきところ、予算計上年度を誤り平成30年度予算に計上していることから、予算の定めがない状態で翌年度以降の契約を締結している。

「是正・改善等の意見」

債務負担行為による契約については、契約期間による会計年度の確認を徹底するとともに、組織としての内部牽制が的確に行われるようチェック体制を確立し、適正な契約事務処理を行うこと。（財務総室、文書管財総室）

- ・復興公営住宅に係る県有資産等所在市町村交付金について、内部牽制が十分に機能せず事務手続が適正を欠いているため、歳出に重大な影響があるものがある。

「事実」

復興公営住宅に係る県有資産等所在市町村交付金については、算定対象外の面積を加えるなどの誤りがあり、平成28年度から平成30年度までの交付額に総額20,560,700円の過不足があった。

なお、過不足額については、令和元年度分の交付時までに精算を完了している。

「是正・改善等の意見」

県有資産等所在市町村交付金の算定に当たっては、組織としての内部牽制が的確に行われるようチェック体制を確立し、登記簿、公図、竣工図面等の関係資料と突合し十分に確認の上決定すること。（文書管財総室）

- ・入札事務における総合評価方式評価結果の内容の確認において、著しく適正を欠いているため、落札者の決定に影響を及ぼしているものがある。

「事実」

工事執行権者から提出された総合評価方式評価結果（地域密着型）において、加点の対象とならない項目について誤って加点したもの等があり、その誤りに気づかず入札を執行したため、本来契約すべきでない相手方と契約締結に至っているものが3件ある。

「是正・改善等の意見」

総合評価方式評価結果の内容の確認に当たっては、審査基準等の関係規程に基づき適正に行うこと。（会津地方振興局）

- ・建物貸付料の調定において、3か月以上遅延しているものがある。

「事実」

県有財産賃貸借契約に係る自動販売機建物貸付料（1件546,480円）について、平成30年4月1日付けで収入調定し納期限を同年5月1日とすべきところ、同年8月30日に調定し納期限を同年9月14日としている。

「是正・改善等の意見」

歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき遺漏のないよう適正に行うこと。（南会津地方振興局）

- ・保留地に係る不動産取得税の課税が適正を欠いているため、収入事務に重大な影響を与えているものがある。

「事実」

甲土地区画整理事業の保留地に係る不動産取得税の課税については、土地

取得の契約締結に基づき課税すべきところ、事業完了後の所有権移転登記に基づき課税したため、平成31年1月10日に20件843,500円を誤って課税した。

そのうち16件629,200円については既に課税済みであり、4件214,300円は課税できる期間を経過していた。

なお、当該課税については、平成31年2月8日までに全て取り消し、納付があった8件327,900円については還付している。

「是正・改善等の意見」

不動産取得税の課税に当たっては、課税資料作成時の確認を徹底することもに、関係規程に基づき適正に行うこと。 (いわき地方振興局)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・行政財産の使用許可及び貸付に係る管理経費のうち、平成31年3月使用分について、調定額算出の根拠となる電気料金等の請求書を受理した同年4月当初の同年度分として調定すべきものを同年3月31日付けて平成30年度分として調定している。(県北地方振興局、南会津地方振興局、相双地方振興局)
- ・平成30年度に契約した委託業務について、予定価格を設定しないまま見積書を徴取しているもの、完了届提出前に検査を実施しているものなどがある。

(名古屋事務所)

(2) 危機管理部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
危機管理部	令和元年9月2日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	令和元年7月30日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・附属機関の委員等に係る委嘱事務について、牽制体制が機能しておらず、公文書及び個人情報の管理に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

福島県防災会議及び福島県石油コンビナート等防災本部の委員等に係る委嘱事務について、平成30年4月1日付でなされているべき手続が行われておらず、平成31年4月に関係機関からの指摘を受けて当該事実が判明した。このため、平成31年1月28日に行われた福島県防災会議の決議は無効となつた。

また、平成29年度に提出を受けた就任承諾書、履歴書及び前任者の辞職届(5機関7名分計21件)並びに平成30年度に提出を受けた就任承諾書、履歴書及び前任者の辞職届(1機関1名分計3件)を紛失している。

「是正・改善等の意見」

附属機関の委員等に係る委嘱事務については、執行状況を適時・的確に把握するチェック体制を構築するとともに公文書及び個人情報の管理を徹底し、関係規程に基づき適正に行うこと。 (危機管理総室)

(3) 企画調整部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
企画調整部	令和元年9月4日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	令和元年7月30日 ～ 令和元年8月9日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・委託契約において、契約の相手方が締結した「履行保証保険契約」により契約保証金の納付を免除としたが、変更契約で契約金額が増額されたにもかかわらず、契約保証金の取扱いの見直しを行っていない。(避難地域復興局)
- ・私有車出張に係る超過勤務手当について、申請漏れにより不足払いとなつているもの及び申請時間誤りにより過払いとなっているものがある。

(文化スポーツ局)

(4) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
生活環境部	令和元年9月2日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	令和元年7月25日 ～ 令和元年7月29日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
保健福祉部	令和元年8月28日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	令和元年7月18日 ～ 令和元年7月29日
県南保健福祉事務所	令和元年10月29日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年9月10日 令和元年9月11日
会津保健福祉事務所	令和元年8月26日	古市 三久	美馬武千代	書面監査	令和元年6月20日 令和元年6月21日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・債権現在高の算出に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

福島県理学療法士等修学資金（新・旧）及び福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金の債権現在高において、調査日現在、精査不足により履行期限到来額、収入未済額、その他増減額に誤りがある。

「是正・改善等の意見」

債権の管理及びその現在高の算出に当たっては、組織内のチェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。 (健康衛生総室)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・介護福祉士修学資金の延滞利息について、法令で定める要件を全て満たすことを確認しないまま、所管課内の決裁により分割納付を承認しているものがある。 (生活福祉総室)

- ・昨年度の定期監査において、職員健康診断で要精密検査者33名中、7名が未受診であったため口頭指導として改善を求めたが、要精密検査者38名中、中途退職者1名を除いた11名が未受診となっており、改善が図られていない。 (健康衛生総室)

- ・公用車による出張について、職員の知識不足と組織の周知が不十分であるため、超過勤務手当の過払い及び不足払い並びに夜間帰着した場合の早朝出発等定額の不足払いがある。 (県南保健福祉事務所)

- 下記のとおり検討事項が認められたので、検討するよう保健福祉部長に通知した。

検討事項

- ・県立病院事業会計の資金不足リスクのための同会計に対する県立病院事業貸付金（一時）においては、負担金の執行時期も含め資金計画を精査の上必要額を算定し、柔軟かつ適正に行うこと。 (保健福祉総室)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
商工労働部	令和元年8月27日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	令和元年7月18日 ～

					令和元年 7月 24日
テクノアカデミー郡山	令和元年10月29日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年 9月 10日
テクノアカデミー会津	令和元年10月31日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	令和元年 9月 17日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・福島県産業支援館の行政財産の使用許可に係る管理経費のうち、平成31年3月分について、調定額算出の根拠となる電気料金等の請求書を受理した同年4月当初の同年度分として調定すべきものを同年3月31日付けで平成30年度分として調定している。
- ・行政財産の使用許可に係る管理経費のうち、平成31年3月分について、調定額算出の根拠となる電気料金等の請求書を受理した同年4月当初の同年度分として調定すべきものを同年3月31日付けで平成30年度分として調定している。
(テクノアカデミー会津)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
農林水産部	令和元年9月3日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査 令和元年7月29日 ～ 令和元年8月9日
会津農林事務所	令和元年8月6日	古市三久	美馬武千代	実地監査 令和元年6月13日 令和元年6月14日
いわき農林事務所	令和元年8月9日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査 令和元年6月25日 令和元年6月26日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・土地売買契約及び土地貸借契約において、収入印紙を契約締結日から相当期間経過後に契約書に貼付している。
(いわき農林事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(8) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
土木部	令和元年8月29日	古市三久	美馬武千代	実地監査 令和元年7月18日 ～ 令和元年7月30日
会津若松建設事務所	令和元年8月6日	古市三久	美馬武千代	実地監査 令和元年6月25日 令和元年6月26日
喜多方建設事務所	令和元年10月31日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査 令和元年9月12日 令和元年9月13日
南会津建設事務所	令和元年8月7日	古市三久	美馬武千代	実地監査 令和元年6月27日 令和元年6月28日
いわき建設事務所	令和元年8月8日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査 令和元年6月27日 令和元年6月28日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・技術提案書の評価において誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。

「事実」

福島県総合評価方式（地域密着型）で実施した入札において、入札参加者の所在地を誤ったものが1件、加点の対象とならない支店における「雇用の維持・確保」の項目を誤って加点したものが2件の計3件が本来契約すべきでない相手方と契約締結に至っている。

「是正・改善等の意見」

福島県総合評価方式の評価に当たっては、審査基準などの関係規程に基づき適正に行うこと。
(会津若松建設事務所)

- ・設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。

「事実」

施工箇所が点在する工事の入札において、積算方法に誤りがあるまま設計書を作成し入札事務を行ったため、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している工事が2件ある。

「是正・改善等の意見」

設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制等を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。
(会津若松建設事務所)

- ・設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。

「事実」

施工箇所が点在する工事の入札において、積算方法に誤りがあるまま設計書を作成し入札事務を行ったため、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している工事が1件、入札不調とすべき工事が13件ある。

「是正・改善等の意見」

設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制等を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。
(南会津建設事務所)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・県有施設の焼失に伴う損害賠償金の債権管理において、平成29年12月20日に通知文による催告を行って以降、債権の保全及び回収に関し必要な措置を行っていない。
(土木総室)

- ・業務委託変更契約において、契約保証金の徴収や前払金の返還を行わないまま変更契約を締結している。

1 委託名称 測量業務委託（道維・災防）

2 委託名称 湯泉影響調査業務委託（土木災害）
(会津若松建設事務所)

- ・低入札価格調査制度を適用する工事であって、調査基準価格を下回った金額で契約した工事の工事請負変更契約において、増額変更分の契約保証金を追加納付させるべきところ、契約保証金を納付させないまま変更契約を締結している。

工事の名称 道路橋りょう維持（長寿）工事（橋梁補修）

(喜多方建設事務所)

- ・単価契約した道路除雪業務の平成31年1月分について、実績報告書の確認を行った際、令和元年5月まで請求書が提出されていないことに気づかなかつたため、過年度で支出している。
(喜多方建設事務所)

- ・支出負担行為の配分がないにもかかわらず、県が負担金を支出する内容の協定を締結している。
(南会津建設事務所)

- ・用地取得に伴う土地売買契約書等への収入印紙の払出しの時期が出納簿に正確に記載されていない。
(南会津建設事務所)

- ・工事請負変更契約において、工期延長の変更契約を行う際に、追加の工事を含めて締結すべきところ、次の変更契約で処理している。

1 工事の名称 市町村合併支援道路整備工事（上部工）

2 工事の名称 道路橋りょう整備（再復）工事（道路改良）

(南会津建設事務所)

3 工事の名称 砂防（交付（再復））工事（法面工）（いわき建設事務所）
上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(9) 出納局

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
出納局	令和元年8月30日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	令和元年7月31日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項
・戻入調書を令和元年5月23日受付しているが、調査日現在決裁がなされていない。
(出納局)

(10) 議会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
議会事務局	令和元年8月27日	古市三久	美馬武千代	実地監査	令和元年7月26日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(11) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
教育庁	令和元年9月5日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	令和元年7月31日 ～ 令和元年8月9日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・収入調定事務に適正を欠いているものがある。
「事実」

平成30年度国立磐梯青少年交流の家第二体育館の財産貸付料について、収入調定を誤って複数回行い、一部誤りに気付き取り消したものの、その後、収入未済状況の確認を怠ったため、取り消すべき調定分2,168,794円を収入未済扱いのまま平成31年度に繰り越し、令和元年6月に誤りに気付き減額処理をしている。

「是正・改善等の意見」

収入調定に当たっては、チェック体制を強化し関係規程に基づき適正に行うこと。
(施設財産室)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・報償費及び旅費について、3か月以上遅延して支払っている。
(教育総務課)
- ・見積書等の必要書類を微取せず県報公告を依頼したため、支出事務を行わないままとなり、過年度に支出している。
(義務教育課)

(12) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
警察本部	令和元年8月30日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	令和元年7月18日 ～ 令和元年7月25日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項
・職員公舎のテレビ共聴設備修繕に当たり、設備修繕に先立ち実施した原因調査に係る調査手数料の支払手続を失念し、過年度に支出している。

(警務部)

(13) 監査委員

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
監査委員事務局	令和元年9月2日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	令和元年8月2日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(14) 人事委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
人事委員会事務局	令和元年9月5日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	令和元年7月26日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(15) 労働委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
労働委員会事務局	令和元年8月28日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	令和元年7月30日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第12号

令和元年9月10日監査公表第9号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和元年11月29日

福島県監査委員 美馬 武千代

福島県監査委員 菅家 惣一郎

元財第1591号

令和元年10月31日

福島県監査委員 長尾トモ子
 福島県監査委員 古市三久様
 福島県監査委員 美馬武千代
 福島県監査委員 菅家惣一郎

福島県知事 内堀 雅雄

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和元年8月27日付け元福監第112号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 環境創造センター
 監査対象年度 平成30年度
 監査実施年月日 令和元年7月16日

指摘事項	措置状況
<p>「指摘事項」 歳入の会計年度を誤っているものがある。 「事実」 行政財産の使用許可及び貸付に係る管理経費のうち、平成31年3月使用分の電</p>	<p>今般の事案については、随時の収入で、納入通知書を発するものは、当該通知書を発した日の属する年度の歳入となるとの認識がなく、4月に請求のあった3月分電気使用料を前年度の歳入として調定</p>

気使用料（8件 4,223,258円）について、調定額算出の根拠となる電気料金の請求書を受理した時点（同年4月当初）で調定すべきところ、遡って同年3月31日付けて調定している。

「是正・改善等の意見」

歳入の調定に当たっては、会計年度について誤りのないよう関係規程に基づき適正に行うこと。

したことが原因です。

今後は、歳入の調定に当たっては、根拠となる関係規程をよく確認し、行政財産の使用許可に係る管理経費の調定については、会計年度に誤りのないよう、適正な事務処理に努めてまいります。

2 監査対象機関 県中保健福祉事務所
監査対象年度 平成30年度
監査実施年月日 令和元年7月19日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <p>措置入院に係る費用徴収事務について、執行体制に適切を欠いているため、長期にわたり事務が未執行であったことを組織として把握しておらず、事務事業の管理に重大な影響を与えていた。</p> <p>「事実」</p> <p>措置入院に係る入院費用については、その一部を入院者又は扶養義務者の所得額に応じて費用負担させる場合があるため、措置の都度、関係者の所得税額等を調査し、費用徴収額を決定通知するとともに、その結果を本庁に報告することとしている。</p> <p>しかしながら、平成29年度から当該事務を執行しておらず、公所として当該事実を把握したのは、関係職員から報告があった平成31年3月7日であった。</p> <p>未処理件数：22件（各年度11件）</p> <p>実人数：18人（各年度9人）</p> <p>なお、平成31年3月14日から関係者に謝罪の上、必要書類の提出を求め、令和元年5月15日までに費用徴収額の決定を行っている。（費用徴収対象者はなし。）</p> <p>「是正・改善等の意見」</p> <p>措置入院に係る費用徴収事務については、執行状況を適時・的確に把握するチェック体制を構築するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の事案は、担当者が他業務の対応を優先し、当該事務を未処理のまま放置していたが、管理職がそのことに気付かず、長期にわたり、担当者に適切な指示をしてこなかったことが原因です。</p> <p>今般の事案を受け、再発防止のため、措置入院者に関する台帳に費用徴収事務の履行確認欄を設け、業務を所管する部長及び主幹においても毎月進捗状況を確認することとしました。</p> <p>また、平成31年4月には全職員に対してコンプライアンスの徹底を図るための研修を実施しました。</p> <p>現在適切に業務が執行されており、これを継続してまいります。</p>

3 監査対象機関 県中保健福祉事務所
監査対象年度 平成30年度
監査実施年月日 令和元年7月19日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <p>牽制体制が機能しておらず、報酬及び旅費の支出時期に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」</p>	<p>今般の事案は、支払漏れを防ぐため、主担当と副担当が毎月措置入院者に関する台帳により診察の実施有無と支出担当課への支出手続の依頼状況について確認</p>

昨年度実施の定期監査において、支払時期が3か月以上遅延していることから指導事項とされた精神保健福祉法第27条に基づく精神保健指定医の診察に対する報酬及び旅費の支出事務について、再発防止のために複層的チェック体制とした旨、処理結果報告があった。

しかしながら、当該改善策は徹底されおらず、平成30年7月2日から同年12月12日の間に行われた診察に係る報酬12件（計337,200円）及び旅費7件（計1,950円）について、同様に3か月以上遅延しており、組織における財務執行上の管理・統制が機能していない。

「是正・改善等の意見」

事務の執行に当たっては、職員の意識改革を図った上で、組織内の情報共有及びチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき、迅速かつ適正に事務処理を行うこと。

することとしていたが、副担当への指示が漏れ、チェック体制が十分機能していませんでした。

また、管理職は、台帳記録などから支払事務の遅延について主担当を指導していたが、徹底されなかつたことが原因です。

今般の事案を受け、精神保健指定医の診察に対する報酬及び旅費については、業務担当部長と主幹が措置入院者に関する台帳により毎月確認し、進捗管理を徹底することとしました。

今後は、支出担当課においても業務担当課から依頼のあった支出等について、遅延等が生じないよう部長や課長等が処理状況の確認を徹底するとともに、毎月末に全職員に対しメールで注意喚起をするなど、支出担当課、業務担当課一体となって取り組んでまいります。

4 監査対象機関 南会津保健福祉事務所
監査対象年度 平成30年度
監査実施年月日 令和元年7月18日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <p>指定難病医療費助成事業について、公文書及び個人情報の管理に適正を欠き、かつ執行体制に適切を欠いているため、長期にわたり同事務の一部が未執行であったことを組織として把握せず、財務の執行に重大な影響を与えていた。</p> <p>「事実」</p> <p>職員Aは、指定難病医療費助成に係る申請・届出の事務について、平成28年度から平成29年度まで一部を執行しておらず、また、関係書類を無断で持ち出し一部を紛失している。</p> <p>しかしながら、平成30年1月23日から同年8月20日までの間、職員Aから数回にわたる報告を受けるまで所として当該事実を把握していなかった。（未処理件数81件）</p> <p>なお、平成30年1月26日から判明したものについて、順次、関係者に謝罪の上、必要書類の提出を求め、同年9月11日までに特定医療療養費の支払いを行っている。（23件759,648円）</p> <p>「是正・改善等の意見」</p> <p>指定難病医療費助成事務については、公文書及び個人情報の管理を徹底するとともに、執行状況を適時・的確に把握するチェック体制を構築し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の事案は、公文書及び個人情報の管理を含むコンプライアンスの徹底及び執行状況の確認が不十分であったことが原因です。</p> <p>今般の事案を受け、複数の職員で執行状況の確認を行うチェック体制を整えるとともに（平成30年4月4日）、処理過程ごとに留意事項を整理した再発防止策を取りまとめました（平成30年9月27日）。</p> <p>また、「コンプライアンス研修（平成30年10月15日、16日、26日）」、「文書・セキュリティ所内研修（平成31年1月29日～31日）」を開催しました。</p> <p>今後は、公文書及び個人情報の管理、チェック体制を徹底し、関係規程に基づき適正な事務執行に努めてまいります。</p>

5 監査対象機関 県北建設事務所
 監査対象年度 平成30年度
 監査実施年月日 令和元年7月30日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。</p> <p>「事実」 施工箇所が点在する工事の入札において、積算方法に誤りがあるまま設計書を作成し入札事務を行ったため、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している工事が1件、入札不調とすべき工事が2件ある。</p> <p>「是正・改善等の意見」 設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有、チェック体制等を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の事案は、施工箇所が点在する工事に係る積算基準の改正について、技術管理課主催の説明会の復命や通知文書の周知が徹底されず、事務所内での情報共有が不足していたことにより発生したものです。</p> <p>事案発覚後、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している工事について、本来受注すべき業者及び契約した業者に謝罪及び説明を行うとともに、既に竣工していることから、工事費の支払いが過大となった金額の返納を受けております。</p> <p>また、入札不調とすべき工事については、契約した業者に謝罪及び説明をした上で、竣工している工事については、正しい予定価格を上回る金額の返納を受け、施工中の工事については、工事を継続する同意を得て、設計変更時に、正しい設計額に基づく額に変更契約を行いました。</p> <p>今般の事案を受け、技術情報の共有のために技術関係通知メールを全職員に転送することとし、さらに、技術管理課主催の説明会には、実際に検算を担当している者を出席させ、速やかに復命会を開催し、改正内容の伝達を行うとともに、積算方法の情報共有を図ることとしました。</p> <p>また、設計検算に専門技術管理員を加え、事務所全体を総合的、統一的な視点でチェックできるように体制を強化するとともに、積算及び検算担当者の技術力向上のためのOJTを実践し、所外での専門研修を受講させるなど、チェック体制等の強化を図ることとしました。</p> <p>今後は、設計額に誤りが生じないよう、関係規程に基づく適正な設計書の作成に努めてまいります。</p>

6 監査対象機関 県中建設事務所
 監査対象年度 平成30年度
 監査実施年月日 令和元年7月30日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。</p> <p>「事実」</p>	<p>今般の事案は、施工箇所が点在する工事に係る積算基準の改正について、技術管理課主催の説明会の復命や通知文書の周知が徹底されず、事務所内での情報共</p>

施工箇所が点在する工事の入札において、積算方法に誤りがあるまま設計書を作成し入札事務を行ったため、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している工事が2件、入札不調とすべき工事が3件ある。

「是正・改善等の意見」

設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制等を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

有が不足していたことにより発生したものです。

事案発覚後、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している工事について、本来受注すべき業者及び契約した業者に謝罪及び説明を行うとともに、既に竣工していることから、工事費の支払いが過大となった金額の返納を受けております。

また、入札不調とすべき工事については、契約した業者に謝罪及び説明をした上で、竣工している工事のため、正しい予定価格を上回る金額の返納を受けました。

今般の事案を受け、技術管理担当者会議には、積算担当者だけでなく検算担当者も出席し、会議内容について所内復命会を開催し、所内全体に周知するとともに、積算及び検算担当者の技術力向上のため、積算基準の改正内容や積算上の留意事項に係る研修を引き続き、受講してまいります。

また、技術管理課からの通知文書、四半期ごとに検査等で見つかった間違いややすい事例や土木総務課からの「不適切入札情報」等を整理し、いつでも確認できる環境を作り、重要と思われる内容については、所内技術審査会や課長会議等により情報提供を行い、周知することとしました。

今後は、以上の内容により積算誤りに対する再発防止策について情報提供やフォローアップを行い、チェック体制等を強化して、関係規程に基づいた適正な執行に努めてまいります。

7 監査対象機関 富岡土木事務所
監査対象年度 平成30年度
監査実施年月日 令和元年7月17日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <p>費用負担を求める工事の施工について、事務手続に著しく適正を欠き、計画的でないものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>町道の付替工事を伴う河川工事において、町道の拡幅により甲町の費用負担が発生することから、工事施工前にあらかじめ費用負担に関する協定を甲町と結んでおくべきであったが、協定書締結の手続を経ないで工事を施工している。</p> <p>工事の名称</p> <p>河川（交付（再復））工事（築堤護岸）</p> <p>工事請負契約締結月日</p>	<p>今般の事案は、町道管理者から負担金を求める工事において、管理職をはじめとする関係職員が事前の基本協定は既に締結されていると誤認していたこと、また、そのために未締結であることが引き継ぎされなかったことにより発生したものです。</p> <p>事案発覚後、工事請負期間中の平成31年2月27日に負担金徴収に係る協定を締結し、当該工事に必要な負担金を担保いたしました。</p> <p>今後は、事業認可策定時に関係機関と協議を十分に行い、負担金が必要になる</p>

平成30年2月21日 協定書締結月日 平成31年2月27日 「是正・改善等の意見」 費用負担を求める工事の施工に当たっては、適実かつ厳正に財源を確保するため、関係機関との協議を十分に行い、関係規程等に基づく適正な事務手続の下、計画的に執行すること。	場合は協定書締結や負担金収入の時期について明確にすることにより必要な財源を確保し、計画的な執行に努めてまいります。 また、工事発注時に添付する設計図書チェックリストに「協定手続」に関する項目を追加し、工事起工前に負担金等の財源確保に係る諸手続を確認することにより、再発防止を図ってまいります。
--	---

(監査総務課)

監査公表第13号

令和元年9月10日監査公表第9号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和元年11月29日

福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 菅家 惣一郎
元教財第823号
令和元年10月31日

福島県監査委員 長尾 トモ子
福島県監査委員 古市 三久 様
福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 菅家 惣一郎

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和元年8月27日付け元福監第112号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 南会津教育事務所
監査対象年度 平成29年度、平成30年度
監査実施年月日 令和元年8月5日

指摘事項	措置状況
<p>「指摘事項」 収入の事務手続に適正を欠いているため、債権の保全管理に重大な影響を与えるものがある。</p> <p>「事実」 Aに対する職員手当等542,910円の返納について、収入の根拠が発生した平成28年度に収入調定を行ったものの、Aから分割納付の誓約書が提出された。このため、本来必要な履行延長及び分割納付の協議を経ないまま、平成29年度からの分割納付を独自に認め、この収入調定を取り消し、以後、隨時の収入調定を毎月行っている。</p> <p>「是正・改善等の意見」 収入の事務手続に当たっては、適正な債権管理のために求められる手続の重要性を認識し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の事案は、収入金の納期限の延長及び分割納付をする際は、総務部財政課長との協議を経なければならないとの認識が事務所として欠けており、Aからの分割納付の誓約書に基づき収入調定をしていたことが原因です。</p> <p>職員手当等の返納について、職員調査後の令和元年6月6日に誓約書に基づく最終の残額412,910円を調定し、令和元年7月24日をもって全額返納を確認しました。</p> <p>今後は、収入の事務手続に当たっては、管理職も含めて、会計制度の理解を深めるとともに、複数職員による確認を徹底し、関係規程に基づき適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>

(監査総務課)

監査公表第14号

令和元年9月10日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和元年11月29日

福島県監査委員 美馬 千代
福島県監査委員 菅家 惣一郎
元病 第453号
令和元年10月4日

福島県監査委員 長尾 トモ子
福島県監査委員 古市 三久 様
福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 菅家 惣一郎

福島県病院事業管理者 阿部 正文 印

公営企業に係る定期監査結果の措置状況について（通知）

令和元年8月27日付け元福監第113号で報告ありましたことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 病院局

監査対象年度 平成30年度

監査実施年月日 令和元年8月5日

指摘事項	措置状況
<p>「指摘事項」 預り金の経理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 旧県立病院敷地の処分事務において入札保証金及び契約保証金として預かった合計3,133,000円について、収益に振り替えずに預り金のまま財務諸表に計上している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 預り金の経理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>旧県立病院敷地の処分については、近年事例がなく、不慣れな経理事務であったため、預り金から収益への振替処理を失念したことにより、今回の事実が生じたものです。</p> <p>入札保証金及び契約保証金として預かった預り金については、令和元年8月1日に過年度損益修正益に振り替えました。</p> <p>今後、預り金の経理事務については、希少な会計処理事例の共有や引継ぎを行うとともに、関係規程に基づき、計上や振替等を適時適正に行ってまいります。</p>

(監査総務課)